

パンデミック下における介護福祉に関する意見表明

日本介護福祉学会は、介護福祉の現状を実証的に明らかにすると同時に、介護福祉のあるべき姿を理論的且つ技術的に社会に示すことを目的として結成されました。本学会は、倫理・知識・技術の体系から介護福祉学を構築することにより、介護福祉実践と教育・研究の質を高め、人々と社会の安寧に寄与することをめざしています。

1. なぜ今、本学会から声明が必要なのか

2019年から約3年余り、新型コロナウイルス感染症蔓延(以下;コロナ禍)により地球規模でパンデミックを経験し、日本でもこれまで経験したことのない状況に陥り、介護福祉の様相も本学会が目指す社会の安寧とはかけ離れた状況となりました。

そこで、本学会では、2022年、パンデミック対策プロジェクト委員会を立ち上げ、コロナ禍における介護福祉の状況について情報収集と分析を行い、再びパンデミックに陥っても、あるべき介護福祉の実践や研究教育等を保障するために必要な方策について意見表明を行う次第です。

2. 介護を必要とする人々へのパンデミック時における生活支援

コロナ禍で生じたパンデミック時、介護現場では、感染予防施策が最優先され、“家族との面会禁止”や“マスクの着用の要請”“介護施設の利用禁止”などの実施が継続されました。その結果、介護や福祉サービスを受けなければ生活できない人々とその家族は、尊厳やQOL(quality of life)を損ねた生活を強いられました。また、感染予防施策にもかかわらず、多くの尊い命が失われました。このような介護福祉の状況を再び繰り返さないため、本学会では次のような活動を行います。

- ① 介護福祉現場や公的機関に、感染症予防対策や感染症蔓延防止策に向けた研修の機会を増やすことを提案します。
- ② 感染症予防対策や感染症蔓延防止策に向けた研修会への積極的な参加を、介護従事者や地域社会に呼びかけます。
- ③ 介護や福祉サービスを必要とする人々がパンデミック時においても尊厳やQOLを保持した生活を営むことができるよう、本学会による勉強会や地区活動などの活性化を図ります。
- ④ 介護福祉士養成課程の教育カリキュラムに対し、尊厳やQOLの保持と感染予防を踏まえたパンデミック対策を強化することを提案し、関連諸機関に情報提供するなど、実践的に協力ができるよう努めます。

3. パンデミック時における医療現場と介護現場の連携

第3波以降、大幅な感染拡大のため医療現場での対応が困難となり、緊急対応として介護現場が医療現場の役割を担うことがありました。また、在宅介護が在宅医療を代替しなければならない場面も多く出現しました。十分な医療を保障するため、介護福祉と医療のパンデミック時における連携の在り方を明らかにして、再度同様の事態が発生することを回避することが必要です。

本学会では、医療現場が崩壊した際の緊急対応の在り方について、介護福祉の視点から研究や検討を行い、それら研究や検討の結果を学会員はもとより、関係諸機関に情報提供すると共に、介護施設関係者や病院関係者、そして国や地方の行政担当者等に働きかけます。

4. 介護従事者に対する感染症予防対策

コロナ禍における介護福祉活動は、常に医療現場と連携して行われました。しかし、介護現場では、関係省から発信される文書や情報の解釈・扱い方についても十分ではなく、感染者を最も近くで支援するホームヘルパーにおいては、ワクチン接種やマスク・防護服の配布が最後となったため、感染者や離職者を多数認め、支援を必要とする要介護者や家族に十分に応えられない結果となりました。

このような状況を再発させないために、本学会は本学会員を始めとする介護従事者や要介護者が安心できる介護福祉体制の構築を目指し、情報発信をします。

5. 介護従事者・家族に対する地域社会の偏見・差別

コロナ禍におけるパンデミックの状況下、本学会員を含む介護従事者においては、職場での激務に加え、地域社会から受けた偏見や差別などに苦しむ状況が認められました。介護現場では公人として要介護者の権利擁護を担う介護職ですが、地域社会では私人として尊厳や人権は憲法で保障されます。しかし、介護に従事する本学会員のみならず、その家族や子ども達までもが、感染の恐れがあるという理由で、登校を禁止されたり、幼稚園や保育園への送り迎えを禁じられたりしました。

このような差別や人権侵害が再発しないようにするため、本学会では、地域社会や関係機関に対し情報発信を行い、啓発活動に努めます。

6. パンデミック時における介護福祉実習

介護福祉士を養成する教育機関(専門学校・短大・大学等)では、コロナ禍による感染予防施策に基づく関係省からの通達により、介護福祉実習が臨地実習ではなく学内実習で対応することになりました。しかし、学内実習の実施内容については格差が認められ、また、現場での対面実習でしか学ぶことのできない教育内容もあることから、学内実習の在り方が今後の課題として残りました。

学生や養成校そして介護施設や福祉サービスを利用する人にとって効果的で効率の良い実習の在り方についての検討や情報共有が必要です。

本学会では、介護福祉の質を確保する視点から、パンデミック時における介護実習に関する情報を学会員や関係諸機関と共有します。

7. パンデミック時に必要な「生命倫理観」

日本では、コロナ禍の介護施設や病院などで最近まで“家族との面会禁止”が実施されましたが、諸外国の対応は様々で、ロックダウンの時期を除いて、介護施設において面会を禁止した国は多くはありません。当事者の自由に任せ、防護服やマスクなどを準備し、予防対策をした上で面会を支援していた国が目立ちます。

生命倫理的には、要介護者の意向に反する対応を行う場合には、当事者の意向に反することで生ずる“当事者の不都合や不利益”をできるだけ回避することが、求められます。“家族との面会禁止”による弊害を避けるため、オンラインを活用した面会などの工夫をした施設がある反面、3年間面会も外出もできずに亡くなった施設入居者もいました。“命を守る”ことが優先されるパンデミックのなかで、当事者の意思を尊重する介護福祉の「生命倫理観」についての研究や検討が必要です。

本学会では、介護福祉の視点から、倫理的実践や倫理教育に関する研究や検討を行い、それらの情報を学会員や関係諸機関と共有します。

(以上)